

いじめ対応充実の手引き⑦



長野県教育委員会事務局教学指導課心の支援室

いじめを見逃さない（いじめの早期発見の取組）

児童生徒との日常の交流を通したいじめの発見

児童生徒との信頼関係を構築し、相談しやすい環境づくりに心がけるとともに、生活場面における児童生徒の様子に目配りをし、変化を見逃さないことが重要です。次のような点に考慮して日常の観察を行ったり、「子どもの様子チェックシート【学校用】」「学級の様子チェックシート」などのチェックリストなどを用いたりするのも効果的です。

- 複数の教職員の目を児童生徒にそそぎ、発見の機会を多くする。
- 養護教諭と協力し、出席状況、けがの記録、保健室の来室の記録を把握したり、在室時の会話や仕草などから情報を得たりする。
- 授業中、休み時間、昼休み、清掃時間、放課後などの児童生徒の様子に目を配り、変化に気づく。
- 児童生徒とともに活動する場面や時間を共有し、対話や声がけを日常的に行う。
- 日記や生活ノートでの対話を通し、一人一人の児童生徒の気持ちに気づく。
- 教室から職員室へ戻る経路を時々変えたり、児童生徒用のトイレを利用したりする。
- 授業時間中、休み時間、昼休み、放課後の校内巡回を計画的に行う。
- 生徒のよさや、気になる様子についていつも話題とする職員集団の雰囲気を作る。

保護者や地域と連携したいじめの発見

いじめを発見するためには家庭や地域の協力が欠かせません。特に、小学校においては、学校の職員以外によりいじめが発見されている割合が高く、学校だけでいじめを発見することには限界があります。

日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取組、対応の仕方等を学校便りや、参観日、地区懇談会などで保護者や地域に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者や地域からの訴えにアンテナを高くして、耳を傾けましょう。

- いじめ問題に対する学校の考え方や、対応の仕方などについて保護者や地域に周知する。
- 学級PTAや学年PTA、地区懇談会などで、児童生徒の情報を得る。
- 学校評議員会、PTAや地区の児童委員などを含むいじめ対策委員会などで、自校の「いじめ対応マニュアル」の周知を図るとともに、評価を行う。
- 保護者が家庭で子どもの変化に気づき、いじめの可能性を発見できるよう、家庭向けリーフレットや「子どもの様子チェックシート【家庭用】」等を配布して活用を促す。
- 市町村教育委員会等関係機関と連携して早期発見に取り組む。

【地域の皆さんに回覧板で呼びかけたS市教育委員会、S市校長会（一部を抜粋）】

回覧

平成24年9月10日

地域の皆さまへ

S 市 教 育 委 員 会
S 市 校 長 会

いじめをなくすために皆様のお力をお貸してください

～中略～

子どもは、地域で生活しています。地域では、子どもを取り巻く多くの大人が子どもの生活に積極的に関わり、子どもを守り、子どもに多様な考え方や様々な生きる知恵を伝えていく活動を一層推進していただきたいと思います。

まず、地域の子どもたちに、大人から挨拶をし、顔見知りになってください。挨拶を交わすようになると、子どもは、安心して心を開くようになります。

子どもが一人でいたり、元気がなかったりする時は、いつでも声をかけてください。そして、子どもの様子をよく見、してはいけないことはその場でしっかり教えてください。

子どもたちの様子で気になることがありましたら学校に連絡してください。

学校、家庭、地域が連携・協力して、このいじめ問題に取り組んでいくことが何より大事なことだと思っています。

～後略～

【学校を通して地域の相談窓口を周知しているC市教育委員会】

君を「いじめ」から守ります！

いじめられている・・・いじめを見かけた・・・

悩んでいる君の相談相手になります。必ず電話・メールしてください。

C |市教育相談センター(総合教育センター内)

電 話 0〇〇—〇〇〇—△△□□

月曜～金曜 AM9:00～PM5:00

夜間電話相談 毎月1・15日 PM7:00～9:00

C |市教育委員会

その他の相談電話

こどもの権利支援センター026-235-7458 24時間いじめ相談電話 0570-078310

